

○豊橋市母子父子福祉手当支給条例

昭和49年4月1日

条例第11号

豊橋市母子父子福祉手当支給条例

(題名改正〔平成17年条例14号〕)

(目的)

第1条 この条例は、児童を監護し、又は養育する者に対し、母子父子福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成17年条例14号〕)

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父母又は父母のうちいずれか一方が死亡した者
- (2) 父母又は父母のうちいずれか一方が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父母又は父母のうちいずれか一方が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父母又は父母のうちいずれか一方が引き続き1年以上遺棄している者
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者（当該命令を受けた父又は母に監護される者を除く。）
- (7) 父母又は父母のうちいずれか一方が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (9) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めたもの

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当該婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」に

は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(一部改正〔昭和57年条例62号・平成9年8号・10年38号・11年16号・17年14号・19年16号・24年35号・25年35号・28年18号・令和6年13号〕)

(支給要件)

第3条 手当は、父若しくは母がその児童を監護するとき又は父若しくは母が児童を監護しない場合において、父若しくは母以外の者が当該児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、父若しくは母又はその養育者（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) 市内に住所を有しないとき。

(2) 養子縁組により父母を得たとき。

(3) 父又は母の配偶者（規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が次のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) 市内に住所を有しないとき。

(2) 前に同じ児童に係る手当の支給を受けたことがあるとき（当該受給資格者による最初の当該児童に係る手当の支給に関する次条第1項の規定による認定の申請を受け付けた日又は第7条第1項の規定による認定の請求がされた日（以下「認定申請受付日等」という。）の属する月から起算して60月を経過しているときに限る。）。ただし、第5条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

(一部改正〔昭和57年条例62号・平成9年8号・17年14号・21年16号・22年13号・24年13号・29年11号〕)

(認定)

第4条 前条の規定により手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその審査を行い決定事項を当該申請者に通知するものとする。

(手当の額)

第5条 手当の額は、児童1人につき月額2,300円とする。ただし、当該児童に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月（前に同じ児童に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該児童に係る手当を支給する場合にあっては、当該受給資格者による最初の当該児童に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月。以下「支給開始月」という。）から起算して36月を経過した児童については、1月につき1,200円とし、支給開始月から起算して60月を経過した児童については、手当を支給しない。

2 受給資格者が、次のいずれかに該当する場合には、当該受給資格者については、その該当している期間は、前項ただし書の規定を適用しない。

(1) 求職活動等（児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第24条の5第1項に規定する求職活動又は同条第2項に規定する自立を図るための活動をいう。）をしていること。

(2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める障害の状態にあること。

(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。

(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由によりこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

(5) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(全部改正〔平成22年条例13号〕、一部改正〔平成26年条例51号〕)

(手当の支給期間及び支給期月)

第6条 手当は、第4条の規定により認定を受けた者に対し、その認定した日の属する月から始め、第3条第1項の支給要件が消滅し、児童が同条第2項各号のいずれかに該当し、又は受給資格者が同条第3項第1号に該当することにより手当を支給すべき事由が消滅したときは、当該手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月にそれぞれその月の前月ま

での分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその月までの手当は、その支給期月でない月であっても支給することができる。

(一部改正〔平成9年条例8号・22年13号・31年18号〕)

(手当額の改定)

第7条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)につき、新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月から行う。

2 受給者につき、その監護し、又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

(追加〔平成17年条例14号〕)

(支給の停止)

第8条 手当は、次のいずれかに該当するときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

(1) 受給資格者の前年の所得が、政令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

(2) 児童の父若しくは母である受給資格者の配偶者の前年の所得又は当該受給資格者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該受給資格者と生計を同じくする者の前年の所得が、政令第2条の4第7項に規定する額以上であるとき。

(3) 児童の養育者である受給資格者の配偶者の前年の所得又は当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、政令第2条の4第7項に規定する額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(追加〔平成22年条例13号〕、一部改正〔平成28年条例41号・31年18号・令和3年9号・7年20号〕)

(未支払の手当)

第9条 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該受給者の監護又は養育していた第3条に定める支給要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができ

る。

(一部改正〔平成17年条例14号・22年13号〕)

(支給の制限)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(追加〔平成17年条例14号〕、一部改正〔平成22年条例13号〕)

(報告の聴取)

第11条 市長は、受給者に対して定時又は随時に手当の支給に関し必要な報告を求めることができる。

(一部改正〔平成17年条例14号・22年13号〕)

(手当の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成17年条例14号・22年13号〕)

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 この条例による手当を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(一部改正〔平成17年条例14号・22年13号〕)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例14号・22年13号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に手当の支給要件に該当している者又はこの条例の施行後、昭和49年8月31日までの間に手当の支給要件に該当するに至った者が、同年9月30日までの間に第4条の規定による申請をしたときは、第6条の規定にかかわらず、その者に対する手当は、同年7月又はその者が手当の支給要件に該当するに至

った日の属する月の翌月から支給する。

附 則（昭和52年 3 月31日 条例第17号）

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月31日 条例第17号）

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月29日 条例第10号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月31日 条例第15号）

この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月31日 条例第32号）

この条例は、昭和57年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 9 月30日 条例第62号）

- 1 この条例は、昭和57年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前の豊橋市職員共済組合条例その他の条例の規定（これらの条例の改正（従前の改正を含む。）前の規定を含む。）により支給事由の生じた廃疾年金、廃疾一時金及び廃疾給付は、この条例の施行後は、それぞれ障害年金、障害一時金及び障害給付と称する。
- 3 この条例による改正後の条例の規定中の「障害年金」、「障害一時金」又は「障害給付」には、それぞれ前項の規定により障害年金、障害一時金又は障害給付と称されるもので当該条例の規定に係るものを含むものとする。

附 則（平成元年 3 月31日 条例第17号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月31日 条例第10号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月31日 条例第36号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月31日 条例第14号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月31日 条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において遺児手当の支給

を受けている者で、施行日から平成10年3月31日までの間に16歳に達する当該遺児手当に係る遺児を引き続き監護し、又は養育しているものは、施行日に改正後の豊橋市遺児手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定による申請をしたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際、新たに改正後の条例第3条の受給資格者となった者が、施行日から平成9年6月30日までの間に改正後の条例第4条第1項の規定による申請をしたときは、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、その者に対する遺児手当は、同年4月分から支給する。

附 則（平成10年9月22日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊橋市遺児手当支給条例の規定は、平成10年8月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第3条の受給資格者でなく、かつ、この条例の適用の日から平成10年8月31日までの間に新たに改正後の第3条の受給資格者となった者が、施行日から平成10年9月30日までの間に改正後の第4条第1項の規定による申請をしたときは、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、その者に対する遺児手当は、同年8月分から支給する。

附 則（平成11年3月31日条例第16号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第3条第3項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例の規定（前項ただし書に係る部分を除く。）は、平成17年8月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市母子父子福祉手当支給条例（以下「旧条例」という。）の規定により母子父子福祉手当を受けている者に対する手当の支給については、旧条例第4条第1項に規定する認定の申請をした日（前に同じ児童に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該児童に係る認定の申請をした場合にあっては、その者による最初の当該児童に係る認定の申請をした日）を、改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第4条第1項に規定する認定の申請をした日とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成24年3月30日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第6号に規定する児童を監護し、又は養育している者が、平成24年9月30日までの間に新条例第4条第1項又は第7条第1項の規定による認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給又はその額の改定については、新条例第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる月分から行う。

(1) 平成24年8月1日において当該児童を監護し、又は養育している場合 平成24年8月分

(2) 平成24年8月2日からこの条例の施行の日の前日までの間に当該児童を監護し、又は養育するに至った場合 その監護し、又は養育するに至った日の属する月分

附 則（平成25年12月12日条例第35号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年12月11日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日 条例第18号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月30日 条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月29日 条例第11号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月27日 条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中豊橋市母子父子福祉手当支給条例第 6 条第 2 項の改正並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成31年 9 月 1 日から施行する。

（母子父子福祉手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日の属する月以前の月分の母子父子福祉手当の支給の停止については、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定による改正前の豊橋市母子父子福祉手当支給条例第 6 条第 2 項の規定に基づいて支払われた平成31年 7 月分の母子父子福祉手当は、第 1 条の規定による改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による同月分の母子父子福祉手当とみなす。
- 4 平成31年 8 月分の母子父子福祉手当については、新条例第 6 条第 2 項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。

附 則（令和 3 年 3 月29日 条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月27日 条例第13号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月28日 条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。